

新石垣空港を携帯品として植物が持ち込める空港に指定

(平成25年3月 4日)

病害虫の侵入を防ぐ目的で植物が輸入できる海港や空港は、植物防疫法施行規則により指定されている。

これらのうち、商品による輸入はできないが、携帯品としてお土産などに使う少量の植物であれば、飛行機の乗客が日本に持ち込める空港として釧路空港、神戸空港等12空港が指定されている。

平成25年3月1日に開港した沖縄県の新石垣空港については、植物防疫法施行規則の改正により、携帯品であれば果物や花などの植物が日本に持ち込める13番目の空港として3月1日に指定された。同空港は、現時点では、国際線の乗り入れはごく少ないとのことで、同空港から植物が持ち込まれることは当面はほとんどないものと見込まれている。